

## 産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法告示改正案に対するパブリックコメントの結果

### 1. パブリックコメントの結果概要

- (1) パブリックコメントの機関：平成24年8月30日（木）～9月28日（金）
- (2) 提出人数：8人（事業者：8名）
- (3) 意見総数：20件（事業者：20件）

### 2. 提出された主な意見の要旨及び意見に対する考え方

#### (1) 第一 検液の作成

意見の要旨	意見に対する考え方
① 遠心分離の方法について	
ア 3,000 重力加速度ではなく、従来の 3,000 回転/分あるいは1,000 重力加速度のほうが良いのではないか。	1 μm の粒子をろ過する事前操作として遠心分離操作を行いますが、遠心分離の能力は回転数と回転半径で規定されます。回転数に対して長さを規定する方法もあると考えられますが、長さの規定を必要としない三千重力加速度としました。これは溶出操作の精度を向上させる目的で改定しています。
イ 重力加速度を SI 単位にすべき。	他法令でも用例があることから、改正案のとおりと考えます。
② ろ紙について	
ア メンブランフィルターの定義を明確にすべき。	一部のメーカーでガラスメンブランフィルターというろ紙名称の製品がありますが、一般的にメンブランフィルターとは薄膜のろ紙を示すものであることが周知されていると判断しています。
イ ろ紙の材質等を明確にすべき。(3件)	同じろ紙の材質であっても、農薬類の吸着が起こる場合とそうでない場合があります（平成23年度報告書 3-3「農薬類のろ紙吸着に関する検討」をご参照ください）。告示の記述は“吸着が起こらない”という目的を明確にしたものです。なお、告示改正に伴いお示しする予定の「操作マニュアル（仮称）」において、ろ紙の材質に関し記載する予定です。
ウ メンブランフィルター使用によるこれまでの規制との整合性はどうか	従来の機関間精度が悪いと指摘されてきたことから改正を検討してきました。同じ廃棄物であってもロットが異なれば測定値は異なりますが、より精度の高い測定値を得るための改正であると考えています。

③ ろ過方法について	
ア ろ過操作について、自然滴下、減圧吸引、加圧ろ過の指定がない。分析者の判断でよろしいか。	ろ過操作の詳細は操作マニュアルにて示す予定です。自然滴下を基本（最初から減圧・加圧を行わない）とし、ろ過が難しい場合は減圧・加圧ろ過を行うことを推奨しています。
イ メンブランフィルターでのろ過困難な場合の対応方法の併記が必要ではないか。ろ過に時間を要すれば、求められるすみやかなろ過操作ができないのではないか。（2件）	ろ過困難な場合は、メンブランフィルターを交換することが基本であると考えます。その旨、操作マニュアルに記載する予定です。
ウ 溶出操作を行って得られた試料液を遠心分離した後、速やかにメンブランフィルターでろ過すべき。また、試料に溶媒を加えた後、速やかに溶出を始めるべき。	ご指摘の内容については、操作マニュアルに留意事項として記載する予定です。
④ 振とう方法について	
水平振とうに限定すべきではない。	振とう方法は今まで各測定機関で異なっていたため、一定の精度を保つために決定いたしました。

(2) 別表第五

意見の要旨	意見に対する考え方
分解液の塩化物イオンの測定にチオシアン酸第二水銀を用いている。有害試薬の使用はひかえた方がよい。イオンクロマトグラフの採用はできないか。「底質調査方法」改訂版に「4.14 全有機塩素化合物」では、イオンクロマトグラフが採用されている。問題であった硫化物の処理の記述も入っており、測定がしやすい。	有害物質である水銀を使用しない方法としてイオンクロマト法を検討してきました。その結果、イオンクロマト法では無機化試薬を中和するために塩素イオン以外の陰イオンが多量に必要で、測定にあたり希釈が必要となり、基準値に近い定量限界となることが明らかになったため、イオンクロマト法による測定値の信頼性が低くなることから当面イオンクロマトグラフ法の適用は困難と判断いたしました。なお、底質と廃棄物は異なるため、硫黄の共存に対する配慮はしていません（平成23年度報告書参照）。

(3) 別表第七（第四 ICP 質量分析法）

意見の要旨	意見に対する考え方
変更理由が不相当ではないか。公定法で水素化物発生法を採用しているのはヒ素、セレン、アンチモンであり、ベリリウムは水素化物発生法を用いない。	ご指摘のとおり、ベリリウムは水素化物発生法を用いていません。

(4) その他

意見の要旨	意見に対する考え方
ア メンブランフィルターのプレフィルターとしてガラス繊維ろ紙の使用することについての見解は。	ろ過操作の前に遠心分離操作を行う改正案としており、ろ過操作は従前に比べて容易になるものと考えています。固液分離の目的は1 $\mu\text{m}$ 以上の粒子を除くことであります。プレフィルターの使用によって、1 $\mu\text{m}$ 以下の粒子が取り除かれる可能性があるため、原則として、プレフィルターは使用しないこととします。
イ 日本工業規格の改正年を削除してはいいかが。	日本工業規格の改正により、引用箇所が変更になる可能性もあるため、改正年を記載しています。
ウ 「金属製以外のへら」、「合成繊維製ふるい（金属製枠のものを除く。）」となっているが、金属製の器具を用いてもよいことにしてほしい。	確実に影響がないことが言えないため、現行のとおりとすべきと考えます。
エ 有機燐化合物の測定方法に GC/MS 法を追加していただきたい。EPNは JIS K0128 に GC/MS 法がある。パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンも GC/MS による測定は可能。	JIS K0128(2000)には、パラチオン、メチルパラチオン及びメチルジメトンの試験方法が示されていないので、JIS K0102(2008)を採用しています。
オ 環告13号(廃掃法)とよく似た内容の告示である、環告14号(海防法)も、同じ趣旨で改正されるのか。	14号告示についても13号告示と同様、今後、改正する予定です。
カ 13号告示以外に「ダイオキシン類の濃度の算出方法」や「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」を改正すべき。	ご意見の趣旨は、今後の対策・施策の検討に当たり参考とさせていただきます。